

令和5年3月10日
(2023年)

保護者様

城陽市立久世小学校
校長 藤井 健二

城陽市立学校の3月13日以降のマスクの取扱いについて

仲春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省から、3月13日（月）からのマスクの着用については、一部の場面を除き、「着用は個人の判断に委ねることとする」との発表がなされました。一方、学校教育に関しては、文部科学省から通知がありましたので、この内容に準じることといたします。

つきましては、本校のマスクの取扱いについて、下記の通りとさせていただきますので、皆さまのご理解ご協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

記

1 年度内のマスクの着用について

文部科学省より、年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来通りマスクを着用することを基本とし、見直されたマスク着用の考え方については、4月1日より適用する旨の通知がありました。つきましては、年度内は、マスクの着用を原則とします。

2 令和5年度4月1日以降のマスクの取扱いについて

4月1日からは、マスクを外して学校生活を送ることを基本とします。ただし、感染リスクの高い教育活動（合唱、実験、調理実習など）についてはマスクを着用することを推奨します。給食については黙食とします。

なお、文部科学省より、新たな「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示され次第、詳細な感染症対策についてはお知らせします。

3 令和5年度5月8日以降のマスクの取扱い

感染症法上の5類に位置づけとなる、5月8日からは全ての教育活動についてマスクを外すことを基本とします。

4 ご家庭へのお願い

本校においても、マスクの着用の有無による 誹謗中傷・偏見や差別 等がないよう指導を行いますが、ご家庭においても、ご指導をお願いします。

5 その他

(1) マスクの着用を希望する児童生徒については個人の意思を尊重します。

(2) マスクの取扱いについて変更が生じた場合は、文部科学省及び京都府教育委員会より発出される通知をもとに、別途お知らせいたします。